

第二十六回 参議院社会労働委員会会議録第十七号

昭和三十三年三月三十日(土曜日)午後九時四十六分開会

委員の異動

三月二十九日委員小山邦太郎君及び松澤靖介君辞任につき、その補欠として近藤鶴代君及び片岡文重君を議長において指名した。

本日委員田村文吉君辞任につき、その補欠として森田義衛君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 千葉 信君
理事 神原 亨君
高野 一夫君
山本 経勝君
早川 慎一君

委員

勝保 稔君
草葉 隆圓君
紅露 みつ君
近藤 鶴代君
谷口弥三郎君
寺本 廣作君
横山 フク君
吉江 勝保君
片岡 文重君
木下 友敬君
坂本 昭君
藤田藤太郎君
山下 義信君
森田 義衛君
竹中 恒夫君
神田 博君

國務大臣

厚生大臣

政府委員

厚生政務次官 中垣 國男君
厚生大臣官 牛丸 義留君
房総務課長 山口 正義君
厚生省公衆 衛生局長 小澤 龍君
厚生省医務局長 安田 巖君
厚生省社会局長 高田 正巳君
厚生省保険局長 森 嚴夫君
運輸省船員局長 森 嚴夫君

○健康保険法等の一部を改正する法律案(山下義信君外四名発議)(第二十五回国会継続)

○健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(千葉信君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動を報告いたします。三月二十九日付をもって小山邦太郎君、松澤靖介君が辞任し、その補欠として、近藤鶴代君、片岡文重君が選任されました。三月三十日付をもって田村文吉君が辞任され、その補欠として、森田義衛君が選任されました。

○委員長(千葉信君) この際、お諮りいたします。三月二十八日の本委員会において、神原委員から文書をもって提出されました議事進行の動議なるものについての取扱ひについて、これから委員長、理事において協議するため、

暫時休憩いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(千葉信君) 御異議ないと存じます。暫時休憩いたします。

午後九時四十分八休憩
午後九時五十三分開会

○委員長(千葉信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの委員長理事打合せにおきまして緊急の質疑が申し込まれておりますので、これより約二十分間、質疑を行うことになりました。

健康保険法等の一部を改正する法律案(第二十五回国会案第一号)健康保険法等の一部を改正する法律案(第二十五回国会案第四号)船員保険法の一部を改正する法律案(第二十五回国会案第五号)厚生年金保険法の一部を改正する法律案(第二十五回国会案第六号)

以上、四案を議題といたします。御質疑願います。

○藤田藤太郎君 時間がありませんので、問題点だけを五点左右お伺いしたいと思います。

私は社会保障制度の問題について、第一点として質問したいと思います。社会保障制度の概念は、その国の病弱や貧困に対して、近代国家においては、個人の責任ではなく、社会の責任の中

で守っていく精神であつて、同時にまた、その社会保障制度の施策は慈善や恩恵でないと思ふのであります。

大臣の所見を承わりたいと思ふます。

○國務大臣(神田博君) ただいまの藤田委員のお尋ねでございましたが、考

え方は私は同感でございます。さうに考えております。

○藤田藤太郎君 この社会保障制度の問題についてはいろいろ問題を残しておるのでありますけれども、時間がありませんので、深くお問ひできないことを残念とするものであります。

日本の国が入つておりました。日本

の国が入つておりました。日本

の国が入つておりました。日本

の国が入つておりました。日本

の国が入つておりました。日本

の国が入つておりました。日本

の国が入つておりました。日本

の国が入つておりました。日本

私はこういふことでは、政府がいつも国民に公約として打ち出しておられる社会保障を行うといふことは、非常に食い違つてくるんじゃないか、こういう工合に考へるわけでありませう。

で、今回出された健康保険改悪法案と私は言いたい、船員保険改悪法案と言いたいのでありませうが、これについて、一部負担をかけるのに、受益者負担である、こういうことで本人負担を増加しておるのであります。

これは明らかに社会保障制度の中核となるべき健康のあり方としては、大きい後退であると思ふのであります。この点、ここで神田厚生大臣に、厚生省として根本的な態度をお聞きしたいのであります。

私は、厚生大臣が、今の社会保障制度の根本的な考え方について御発言がありました。でありますか、後世に上に残るようになつて、社会保障制度の前進の一エポックとなるように、私ははつきりと健康保険制度についての考へ方を聞きたいのであります。

社会保障制度としての健康が、単なる保険としての健康保険制度なのか、そこらあたりを明確にお答えを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(神田博君) ただいま藤田委員の、政府が社会保障制度に対する基本的な考へ方を説明しろ、こういう具体的なお言葉がございました。しかも保法案について、被保険者負担の問題に触れられました。これは非常に悪法だといふ御批評でございますが、私

はこういふことでは、政府がいつも国民に公約として打ち出しておられる社会保障を行うといふことは、非常に食い違つてくるんじゃないか、こういう工合に考へるわけでありませう。

で、今回出された健康保険改悪法案と私は言いたい、船員保険改悪法案と言いたいのでありませうが、これについて、一部負担をかけるのに、受益者負担である、こういうことで本人負担を増加しておるのであります。

これは明らかに社会保障制度の中核となるべき健康のあり方としては、大きい後退であると思ふのであります。この点、ここで神田厚生大臣に、厚生省として根本的な態度をお聞きしたいのであります。

私は、厚生大臣が、今の社会保障制度の根本的な考え方について御発言がありました。でありますか、後世に上に残るようになつて、社会保障制度の前進の一エポックとなるように、私ははつきりと健康保険制度についての考へ方を聞きたいのであります。

社会保障制度としての健康が、単なる保険としての健康保険制度なのか、そこらあたりを明確にお答えを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(神田博君) ただいま藤田委員の、政府が社会保障制度に対する基本的な考へ方を説明しろ、こういう具体的なお言葉がございました。しかも保法案について、被保険者負担の問題に触れられました。これは非常に悪法だといふ御批評でございますが、私

はこういふことでは、政府がいつも国民に公約として打ち出しておられる社会保障を行うといふことは、非常に食い違つてくるんじゃないか、こういう工合に考へるわけでありませう。

で、今回出された健康保険改悪法案と私は言いたい、船員保険改悪法案と言いたいのでありませうが、これについて、一部負担をかけるのに、受益者負担である、こういうことで本人負担を増加しておるのであります。

これは明らかに社会保障制度の中核となるべき健康のあり方としては、大きい後退であると思ふのであります。この点、ここで神田厚生大臣に、厚生省として根本的な態度をお聞きしたいのであります。

私は、厚生大臣が、今の社会保障制度の根本的な考え方について御発言がありました。でありますか、後世に上に残るようになつて、社会保障制度の前進の一エポックとなるように、私ははつきりと健康保険制度についての考へ方を聞きたいのであります。

社会保障制度としての健康が、単なる保険としての健康保険制度なのか、そこらあたりを明確にお答えを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(神田博君) ただいま藤田委員の、政府が社会保障制度に対する基本的な考へ方を説明しろ、こういう具体的なお言葉がございました。しかも保法案について、被保険者負担の問題に触れられました。これは非常に悪法だといふ御批評でございますが、私

はこういふことでは、政府がいつも国民に公約として打ち出しておられる社会保障を行うといふことは、非常に食い違つてくるんじゃないか、こういう工合に考へるわけでありませう。

で、今回出された健康保険改悪法案と私は言いたい、船員保険改悪法案と言いたいのでありませうが、これについて、一部負担をかけるのに、受益者負担である、こういうことで本人負担を増加しておるのであります。

これは明らかに社会保障制度の中核となるべき健康のあり方としては、大きい後退であると思ふのであります。この点、ここで神田厚生大臣に、厚生省として根本的な態度をお聞きしたいのであります。

どもが事直に申し上げまして、健保関係の被保険者が一千三百万人と称されております。そこで政府の医療保障として考えなければならぬのでございまして、しかも今日三千万人近い国民が医療保障の適用を受けていない、こういうような事情を考慮いたしまして、健保財政の健全化、また、合理化をはかる上から、この際、被保険者同士の負担の公平を期す、こういうような意味合いも考えまして、そこで一部負担をお願いしよう、まあこういう考えで御審議願ったわけでございます。社会保障の充実につきましては、さきに石橋内閣、今日岸内閣でございまして、五つの誓いの中の一つの柱になっておりますことは御承知の通りでございます。政府一体といたしまして、今後できるだけ多く社会保障を充実して参りたいと、こういう基本的な考え方でございます。

○藤田藤太郎君 この一部負担の問題でございまして、たとえ入院料について申し上げますれば、政府管掌の健保の平均報酬が一万二千円でありまして、政府が予想されているのは、それで病気になるれば、傷病手当が六割で七千二百円、大体その辺の見当の傷病手当がもらえらるることになるのでございまして、ところが、生活保護法適用の四人家族の、医療、住宅、食糧扶助等を合わせてみましたものより大体小さい状態にあると一つは考える。また、経済的には、最低限度の生活をいられるというところになると思っております。そこに月九百円の入院費を取つていく、こういうことになるわけでありまして、この関係は、生活の関係は、

な工合にお考えになりますか。○國務大臣(神田博君) たいだいま御指摘になりましたように、平均の、この報酬の平均をとらえますと、お述べになりましたような数字になることはその通りでございまして、そういう点を勘案いたしまして、最も安い負担と、こういう意味で一日三十円というようなまあ計算をいたしたわけでございます。これはしかし、それでも負担し得ないというような現実の問題につきましては、生活保護の適用なり、いろいろ社会……他の方法によつて補つていくという意図があるのでもございまして、その点はそういうふうに御了承願いたいと思つております。○藤田藤太郎君 まあその問題については重ねてお尋ねをしたいと思います。政府管掌の健保の労働者の平均は、大体二十二人ぐらいの事業所というものが平均であると認識いたしております。中には入院すれば、その給料がもらえない要するに労働者がほとんどであると思つております。であるから、傷病手当の六割、七千二百円——たとえ平均を一応見まして、もつと低い人はたくさんありますけれども、苦しい人はありますけれども、平均してみまして、この七千二百円をもらつて、その中から入院費を九百円引かなきゃならぬ。引くと六千三百円引かなくてはならぬ。こういう具体的な問題が出てくるわけでありまして、そこで家族の交通費や、諸雑費や、その他を引きまして、その本人が入院すれば、借金しなくてはとてやつていけないという現象が生まれることと思うのでございまして。そこで、この前の公聴会のように、

この日本の社会保障の大家といいますか、そういう方々の御意見を聞いておきますと、あとでわかつたのですけれども、厚生省の七人委員会のメンバーであつたと思つております。その受益負担としての一部負担賛成の意見の中で、病気で入院している患者が、テレビや、家を建てる、こういう発言があつたわけでありまして、私はどういふところからそういうような意見が出るのか、はつきりしてもらいたいと言つて、人から聞いたのだから取り消しますというところが言われたのであります。私は非常に残念に思つたわけなんです。そういうものも考へ方をした人が、七人委員会のメンバーであり、そして厚生省のいろいろの案の問題に参画してこられたということ、は、われわれは非常に残念なんです。御承知の通り、そんな余裕——家が建つたり、テレビが買えるというふうな人は、おそらくだれが考へてもないと思つております。

もう一つ私は、先ほどの大臣の答弁に關連して申し上げたいのですけれども、受益者負担として一部負担、今公平を期すと言われまされたけれども、食しい、低い給料をもらつておつても健康を保持するというのが最大の幸福なんです。これを施策の中で守つていくということが、私は社会保障、またみんなよく守つていくというふうな政治の施策の根本としなければならぬ、福祉国家の根本としなければならぬのにかかわらず、その中で、病気になつた人が治療費その他によつて恩恵を受けるから、その人から金をとらなければバランスがとれぬというふうなものも考へ方には、私はどうしても納

得がいけない。私は、今日のほとんど人が考へておられる。私は、被保険者ほとんどの人が全部そういうものを感じて、お互いに健康で幸福な世の中を生きていこうという考へ方であらうと思つております。それがどういふさつき先生の話、今の大臣の話を聞くと、バランスをとるためにやつたということだが、これは実際にそういうことはなかなか納得ができない。だからそこところあたりをもう少し説明していただきたい。○國務大臣(神田博君) 藤田委員のただいまのお尋ねでございますが、何か先般の公聴会で、入院患者が家を建てたり、テレビを買つたりというふうなことを、私もちよつとそういう話のあつたことを耳にいたしました。さようなことは私も想像し得ないところと考へておられます。この点の考へ方は、藤田委員と同じ気持でおると私は考へておられます。そういうことはないだろうと、あるはずがない、こういうふう

に考へておられます。それから第二点の、今の患者負担の問題につきましては、私が被保険者同士の公平化というふうな言葉を使つて大へん言葉の足らないことを恐縮に存じておられますが、それだけのことでないのでもございまして、その前段に申し上げました、政府が国民皆保険をやつて、そしてこの医療保障を全国民に対して相当の割合を持つておるといふような前提に立つておられますと、今藤田委員のお話もこれは同感であります。とにかく、保障を全然受けられない人間が何千万もある、そして、その法律によつて医療の恩恵を浴する方は千三百万、国民

民保険に加入されている方々は非常に低い医療給付を受けている、そういう大きな意味でバランスがとれていない、こういう意味で申し上げたのであります。これは私は非常に言葉の足りなことを今明らかにしまして、補つてお答え申し上げますので、御了承いただきたいと思います。○藤田藤太郎君 今の御答弁では、やはりどうも私は理解できない。不満足でございますけれども、しかし、時間がありませんで、次の問題を質問したいと思つております。

政府は、政府管掌保険の、要するに低所得者について、生活保護法適用の家族と社会的にも経済的にも層が違ふという工合に言つておられるわけでございます。ところが、こういう点について傍観的な、私から言へば傍観的な態度と言わざるを得ない。九百七十七万のポーター・ラインにすれば、その人はいくら考へましようという問題、それからもう一つは、この問題を、私は重ねてここで保険と非常に關係がある問題、それからもう一つは、何と云つたつて社会保障制度という一番最初に大臣が確認されたその考へ方からいいますれば、私はそのポーター・ラインの層の人をどうするか。

もう一つは、これは直接労働者か知りませぬけれども、社会保障を確立する原則として、最低賃金、世界のほとんどの国がやつている最低賃金、最低生活保障、今日の憲法二十五条に保障している生活保持という問題は、非常に制限された生活保護法の人ばかりじゃなしに、すれすれのこの層のこの層の問題をどうするか、これを私

どうも考へておられるか、これを私

どうも考へておられるか、これを私

は時間がないから質問を終わりますが、その点を明確にしたい。

○國務大臣(神田博君) 今のポーター・ライン層の経済的余裕を増加するよりな措置をどうするかというよりなこと、最低賃金の問題についてどういふふうに考えているかという二つの点にならうかと思いますが、第一点につきましては、政府におきましても、これはもう何と云っても、公共事業であるとかあるいは財政投融資その他産業の振興によって、その循環によって一つ雇用の増大をはかって参りたい。それからまた、非労働力を一つ労働力化しないようにこれらを社会保障に一つ取り上げて国民生活の安定をいたしたい、こういうふうには考えております。そこでそういう前提として、今度の三十二年度の予算も取り扱われ、また、低所得階層に対するいろいろな施策を講じたわけでございますが、御承知の通り、国力に限度がございます、それが藤田委員の御納得のいくまでは参らないと、また、私どももいたしまして、今日十分どころか相当額まで来ておるとは考えておりませんが、ただ繰り返すようにございまして、国力の限度というものを考えて漸進的にやっつけていきたいと思います、しかもまあできるだけ早く達成したい、こういう考え方でございまして、これはまああしはば他の委員会その他においてもお答え申し上げておるところでございます。

なお、最低賃金制の問題でございますが、これは私はあることがもう当然なこととしてございまして、今日、日本の産業界を中心として考えまして、私にはできるだけ早くこれはめどをつけて

実施すべきものであると、こう考えております。ただその実施する段階として、しからば、どの程度に持つていくかという、この非常に第一次、第二次、第三次というふうな、この賃金の格差というふうなことも考えまして、どういふふうにするかというふうな、基本的なこれは考慮もあろうかと思ひます。政府といたしまして十分これに取っ組んで一つできるだけすみやかに解決したい、こういうことがしばしばお答え申し上げておる通りでございますので、御了承願いたいと思ひます。

○片岡文重君 この際、大臣に少しお伺いしておきたいのですけれども、御承知のように、この健康保険法、それから船員保険法、厚生年金法等の一部改正につきましては、全国の医師、歯科医師、それから療養者、労働者あけて反対をいたしております。新聞その他の論調を見ましても、低所得者へのこのような負担をかけることが果して現内閣の高らかに掲げておる社会保障の精神に一致するだろうか、まさに羊頭を掲げて狗肉を売るというよりも、むしろなでる、なでると言いながら、近寄つていけばひつぱたかされるような政策だ、こういうやり方に対してあけて反対しておる。この世論がほとんど一致して反対をしておるにもかかわらず、民主政治を標榜しなければならぬというこの内閣がこれを強行しようとしておる。しかもこの審議に当つて、当参議院の社会労働委員会において、まだこの改正案の総合的な質問も終らなければ、条文の審査には一分といえども費しておりません。しかもここに多数を擁して無理からこれを押し

切らんとされておる。私はこういう態度に対してはふんまんやるかたないものがある。しかもこの改悪される内容について検討すればするほど、今の内閣の掲げておる看板とはおおよそ背馳したものであります。で、時間がありませんから、船員保険法の問題について二、三私はお尋ねいたします。この船員保険法の一部改正の政府提案の理由を、説明を拝見すると、「現行制度の不備を是正するとともにその合理化を行うことを旨とするもの」だと、こう書いてあります。しかし、この内容を見れば一体どこにその合理化があるんでしよう。まず、船員が長い間要望しておつた標準報酬の限度はむしろ健康保険法では引き上げようとするのに、船員保険ではこれを据置になつておられます。今までは船員保険には一部負担といふものは全くなかつたはずで、それを今度は新設するので、任意継続の条件についても、これはまさに漁船とか小さな機船に乗り組んでおる乗組員を見殺しにするような改悪です。こうして一つ一つあげていけば、合理化どころじゃなくて、社会保険の精神を全くじゅうりんとした改悪であると言わなければなりません。合理化などという言葉はもう詭弁もはなはだしきものであつて、まあ大臣がいつ弁証法的な勉強をなさつたか知りませんが、せんけれども、こういうやり方は、私は國民を欺瞞するものではないかと思ひます。だと思つておる。一体標準報酬をなぜこのまま据え置かれたのか、たとえはこの据え置くことによつて起るたつた一つの問題について見ても、同じ会社に雇われておつてです、陸上勤務の者は限度額が五万二千元に引き上げら

れます。ところが、船に乗つておる者は三万六千元ですか、このまま据え置かれるわけですか。そうすると、同じ傷病手当をもらうことを一つ考えてみて、陸上勤務の者は自分の家において療養する場合もあるでしょう。海上勤務の場合には、場合によれば、出先の港で病気になるつてそのままここに据置かれる場合もある。五万二千元と三万六千元との差額はその六割です。さらに大きく響いてくるわけですか。この一例をもつてしてみても、この標準報酬引上げといふものはきわめて不合理です。この点について、大臣はどういふわけですか。この引上げを据置されたのか。さらに、この問題については、船員局長は一体この今度の船員保険法の――私はもう改正とは言いません。改悪について一体どういふお考えを持つておられるのか、この全般的について、それから標準報酬の据置についてどういふ考えを持つておられるのか、御両者から御答弁を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(神田博君) 片岡委員のお尋ねでございますが、政府が健康保険の改悪をやつておるといふお説につきましましては、しばしばお答え申し上げましたように、さような意図を持つておるものもありません。健全化、合理化をやつておる。このことはいさばお答えを申し上げた通りでございます。その中で、このあと船員保険の問題でございますが、船員保険は御承知のように、総合社会保険として発足いたしております。陸上労働者の労災保険に比べて非常にまあ手厚い措置を今までして参つたことは御承知の通り

と思ひます。この今の標準報酬の改訂につきましては、さうもつと上げなかつたかというお尋ねにつきましては、私も実は片岡委員のお述べになりましたこととはよく承知できるのでございまして、これはこの改正には間に合わなかつたのでございまして、お述べになりましたお気持ちにつきましては全く同感でございます。適当な機会に一つと申しますより、すみやかに検討いたしまして、適当な機会に参りまして、御了承願いたいと思ひます。

○政府委員(森岡夫君) 船員行政を担当いたしております運輸省といたしましては、船員保険の改正によりまして、船員の保護が薄くなつたりあるいは負担が増すといふことは極力避けたい所存でございます。しかしながら、船員保険の現状から見まして、その財政を健全化し、また、制度を合理化するといふ意味からいまして、ある程度の改正はこの際やむを得ないのではないかと、さう考へておられます。特に一部負担の制度等につきましましては、被保険者であるところの船員に実際に負担になりませんように、この船員保険の改正に当りまして新たに規定を設けまして、その保護をはかりまともに、全国にありますが、管海官庁あるいは船員労働官といふようなものを活用いたしまして、違反がないように指導いたすことも、取締りをやつていきたいと思ひます。なお、厚生当局と十分連絡いたしまして、この趣旨を徹底いたしまして、この運行にあやまちなきを期したいといふふうに考へておられます。

それから標準報酬の据置の問題につ

が、各委員会一致をもって日本の保険制度に、全国民を被保険者にすべきであり、かつまた、一部負担は合理的な制度であるというべきをきめまして、勧告をいたして今日に至っておりますわけでございます。当時と今日とは相違の年月の隔たりはございませぬけれども、これらの問題の根本的理念におきましては、当時と今日とはどうも変りません。これは、この一部負担の問題につきましては、今回の改正案は最近の社会情勢、生活情勢から考えまして最も適当なる改正案であると考えている次第でございます。

なおまた、修正案にありまるところの三十円の入院負担を一カ月に縮めする修正案につきましても、これまた、われわれ参議院におきまして審議いたしました結果からいまして、受当なる修正の点であらうと考えます。

また、標準報酬の最低三千円を残すことにいたしましたことも、当委員会における種々各員の御論議の結果からいまして、これまた、受当なる修正意見であると考えています。個人開業の医療機関あるいは保険検査局につきましても、指定の問題につきましても、すでに衆議院においてもその手続を簡略化すべきであるという付帯決議がなされたわけでございまして、当委員会におきまして、各口委員から提案されましたことは、その線をさらに徹底せしめて、これを条文において改正して、そうして個人開業の医療機関あるいは保険検査局が一たび指定を受けずれば、それはほとんど今後の手続を要せずして指定の継続と同様な状態になると

いう修正案に對しましては、私どももまた適当なる修正であらうかと考えます。

一部負担の問題につきましても、健康保険、あるいは船員保険につきましても、一部負担の点につきましても、施行期日を七月一日に修正をしたいというこの意見につきましても、準備その他都合万端考えましたときに、これも適当なる実施時期ではなからうかと思っております。

そのほか、本改正案におきましては、この給付について厚生大臣あるいは知事の指導と監査を受けることになり、また、医療機関あるいは保険検査局の監査についてその権利を明確化している条文があるわけでございまして、この点については、ともすると、医療機関あるいは保険検査局に対する当局あるいは審査委員の監査がきつめて厳重なるのではないかと、非常に別な意味の不安を持たれておられるのでございするけれども、政府当局の説明からいまして、さような懸念がないことを感じますので、この点に關する政府の原案もまた受当なる監査規定であらうと考えております。

そのほか、登録取り消し、あるいは指定取り消しにつきましても、私も多少条文の解釈上疑義をたてましたが、この点については、私は当局に希望をしておきたいのでございするが、この辺の解釈に疑義が起らないように、十分医療担当者その他に注意を与えられて、この辺の解釈に将来疑義の起ることのないように一段の努力をなされんことを当局に希望をいたしておきたいと思っております。

私はさような意味におきまして、修正案並びに修正案を除いた政府原案について賛成をするものでございまして、時間の都合上、詳細の論議を省きたいと思っておりますが、さらにここで私は最後に、衆議院における付帯決議もございするが、これも勸告をいたしまして、さらにまた、当委員会における各党各委員の御論議の結果から判断をいたしましたので、どこに私どもとして当局に希望を申し述べたいわけでもございする。それはすでに当局においても厚生大臣が言明せられたる通りに、現行の一点単価の引き上げの御意思を明らかにされまして、その線に於いての操作を直ちに始めたい、こういうことを厚生大臣が言明されたわけでありまして、わが党におきましては、すでにこの意味の特別調査会を設けまして、ここで単価引き上げの方向に向いまして厚生省を督促し、直ちに、すみやかにこの問題が適正なる評価をもつて解決せられるように努力を惜しむものではないのでございまして、一段と厚生省がこの作業を急がれんことを要望したいのでございする。

なおまた、衆議院の付帯決議もございしましたが、政府管掌の健康保険関係に對しましては、さらに国庫の負担をなすしむるということについても、われわれ、また、各委員これはおそろしく一致した御要望であらうかと考えるのでございするが、わが党としても、この問題については、すでに十分審議を進めておつもりでございするが、当局は一段熱心さをもちこの問題の解決に御努力賜わらんことをお願いを申し上げておきたい。

さらに、医師会、歯科医師会、薬剤師協会を法律をもつて作るということにつきましても、すでに三年前に参議院のこの社会労働委員会の前身でございする、一切の前身でございする厚生委員会において決議をいたし、昨年の通常国会におきましては、衆議院において決議をし、今度の付帯決議におきまして衆議院がまた同様の決議をいたしました。すでに三団体の法制化につきましても、衆参両院とも委員会において三回の決議がなされたのでございする。このことにつきましては、厚生大臣は、この三団体が法制化ができました場合は、たとえは医師会なら医師会に對しまして、現在厚生省がなしているところの社会保険医療あるいはそのほかの医療上の事務的仕事については相当の部分、ある部分をそういう団体に移譲して自主的、民主的運営ができるような団体にすべきであるということを厚生大臣は言明されておるのでございまして、この点についてもわが党はいたしましては、この三団体の法制化についてはすでに検討を進めておりましたが、当局においては、国会の決議、希望に於いてはすみやかにこの問題が解決されるように御努力賜わらんことをお願い申し上げます。なおまた、現在の健康保険あるいはこれに關連する国民健康保険その他の問題につきましても、いろいろな論議が付随して職わされたわけでございするけれども、政府並びに与党であるわが党においても考えております。四年以内において国民健康保険の制度を実現したい、こういう点につきましても、この国民健康保険を目標といたしまして、根本的に日本の社会保険制度についてのメスを入れて、そうして最も適正なる法律がここに制定せられんことを切望し

てやまない次第でございする。さような次第でございまして、私どもの現在考えておるところを申し上げ、希望を申し上げまして、各口委員は御一人名の提出せられた修正案並びにその修正案を除いた政府原案に對して、自由民主党は賛成の意を表する次第でございする。

○山下義信君 私は大だいま議題になつております三案並びに自由民主党から御提出になりました修正案一括いたしましたので、社会党は断固全面的の反対をいたすものでございする。この討論におきまして、まず反対意見を持っておりますわれわれが発言をいたしました存じたのでありますが、賛成されまする討論が先に行われまされたので、若干の時間のズレは御了承願いたいと思つて、ただいま高野委員が述べられましたように、まさにこの健康保険法の改正は多年の懸案でありました。この改正が企てられまして足かけ三年になります。すなわち、昭和三十年の第二十二国会に始まりましてここに五回の国会にわたる今日に至つたのであります。かく数国会に持ち越された法案もまれであります。そのつど内容が改変されたというのもしばしば例であります。しかもしばしば朝令暮改された法案をここにいくまで遵守しようとする態度もまた奇怪千万、不可解千万でありまして、その無定見、無方針振りと合せて嘲笑にたえざるものがあるのであります。政治は生きものである。もとよりその通り、ことに経済は変化する、もとよりその通り、健康保険制度もまた、そのときの情勢によつて変化してよろしい場合もある。私は変化してはならぬと

別に影響はないだろうというに至りましては、まことにむちゃくちゃなことでございます。しろうとというものは何を言ってもこわくないのでありますから、これはまあこれくらい強いものはない。しかし何と言おうと、受診の抑制である、あるいは善意に解すれば、今申したように、乱療の押圧が本心であるの間違いありません。もしそれ乱療押圧のためならば、それはすなわち制度以前の問題なのである。こういう改悪をしない以前になすべき問題がある。それは被保険者の倫理の問題である。私は考える。社会保険の倫理の問題である。われわれは第二十四国会においてさきの改正案を廃案にしたのである。このおごそかなる国会の意思に対しては関係者は肅然として反省しなければならぬと思ふ。政府も、われわれも、医療担当者も、被保険者も、それぞれの立場において、反省をしなければならぬものがある。政府は反対者の言に耳を傾け、医療担当者は自覚自戒し、被保険者は自己の保険を愛し、かつこれを守らなければならぬのである。その反省の欠除はすなわち、社会保険の倫理性がきわめて低調をきわめているということを露呈しておるのである。朝日新聞はこの点を指摘し、被保険者の場合においては、社会保険を維持するための必要な受診者の道義心を要請し、この道義心なくしては社会保険制度は成立しないと指摘しておるのである。われわれ全くこの点は同意いたすものであります。それから、社会保険関係者はおのの分野において責任をもって社会保険、この場合におきましては社会保険の倫

理性を發揮しなければならぬのであります。それすれば問題は解決するのである。実は倫理高揚運動などというものは、国民経済の不安定時代にはできるものではない。昔から衣食足りて礼節を知ると言っております。神武以来の景気のこの際、すなわち幸いにして罹病率の減少、受診率の減少をみよるとするこの際こそ、社会保険倫理の確立、受診者の道義心高揚の絶好の時期である。試みに、今回一部負担によって増収をはかろうとする十五億円のその負担させようとするその十分の一、一億五千万円を投じてこの運動を試みて見よ、僅に十倍の効果をあげ、医療費を減少させることができるのである。そのことを忘却してこのことを一部負担によつてはかろうとするのは、全く木によつて魚を求むるようなものであつて、愚の至りであると考えられるのであります。かくのごとき改悪案を考へましたのは実は禍根があるのであります。それはすなわち、私が審議の過程において申し上げましたように、権威ある企画、根本的の方針が欠陥しておるからであります。一体政府は社会保険制度について、なかならず医療保障につきましても基本的性格をいかに考へているのか。試みに民主主義、公営主義、国費中心主義あるいはさらに国営主義、それらの一体いかなる主義によらんとするものであるか。あるいは公私合体主義で行くというなら、その限界をどの程度に置いていこうとするのか。そういう基本方針が全く考へられていないのであります。そもそもスタートから目標がないというのでありますから、いずれに向つて走つていくのか見

当がつかないのは当りまえのことである。この基本方針の欠如からくるその右左往といふものは、随所にこれが明瞭に現われておるのであります。そのおもなる点をあげてみますと、第一は、国庫負担の原則が確立されてない。いな、国庫負担の可否論さえある。健保の義務があり、国の産業への協力のために、結核国策のためにも、国民所得の低額点からいたしおるといふ点からいたしおるといふ費用を注入するといふことは当然である。それなくば日本の社会保険制度は成立しない、さらに、現在の負担につきましても、その基本方針があいまいである。従つて、金額もわずかである。本法の改正案に対する、国庫負担の条文のごときは、きわめてあいまいでありまして、われわれはこれに服することはできないのであります。無方針の第二は保険制度のあいまいさである。保険医の性格をどうであるというのか。自由診療医をチャーターする主義であるか、強制的に保険診療に参加させようとするのか、公私の性格が不明確なままで、これを規制していこうとするのでありますから、あるいは官僚統制だと言われ、あるいは保険医に圧迫だと言つて騒がなければならないこととなる。君録は資格認定と、指定は契約と、権利も、権利も、別に保険医としての義務も、協力の義務もない、あるいは監査に對する処分規定のみである。これ実に保険医に圧迫のほかに何もかもないのであります。指定や契約も、各種の医療保障についても区々である。これは詳細ここで論評は避けませんが、実に

かくのごとき無方針である。ただいま賛成されました高野委員の議論を聞いておきますと、衆議院の付帯決議につきましても、この医療担当者が、関係団体の法制化のための望みを託しておられるようでありますが、しかし、私どもいささかその趣旨を異にいたしますが、とにかくよほどの当局の努力がなれば、われわれはこの法制化は困難であらうと観測いたしているのであります。第三のあいまいな点は、五人未満加入の問題であります。六十九万事業所の百五十万従業員、零細企業の低額所得者、すなわち、日の当らないこれらの人々の医療保障は、急務中の急務であります。政府は一向これをやろうとはしない、いかなるその方針すらもきめかねているという状態でありまして、断の一字をやるならば、立ちどころにこれは解決する問題である。健保が五人以上をカバーしているのは、五人以下を見捨てるという意味じやない、健康保険法の中に今五人以上しか被保険者と認めないというの、あながち五人以下を見捨てるという意味じやない、五人以上という、たつた四文字を削りさへすれば、しかもわずかに五十億か七十億これに投ずるといふならば、これらの多年の懸案を解決することができるのであります。これが無方針のために、きめかねているという状態である。

次に、最も必要で、最も当局が忌避しておりますことは、医療保障体系の整備の問題である。私はあえて統合とは申しませんが、少くともこれを公平統一に整備して、冗費を省いて、そのうして能率をあげ、すつきりしたものにしなければならぬといふことは言うまでもない。なお、不統一、不公平、不均衡よりははなはだしいものであります。これをあえて推進しようという考えがないのであります。また、各種の医療保障体系の保険料のばらばらというものは、もう今日この段階においてはならぬといふ状況に立ち至つておられます。さらにこれを強力に、何らかの対策を講じようという考えを持つておられる。さしあつては組合管掌の健保をどうするかという問題がある。組合管掌の健康保険の性格も、明確に踏み切つていかなければならぬ段階に來ている。すなわち、労務管理的性格から社会保険的性格への転換である。われわれはもとよりこれに反対するいわれはない。共済組合が国家公務員法の労務管理である健康保険組合のいわゆる組合管掌の健康保険がただ単に労働基準法の労務管理であつてはならないのです。労務管理と社会保険とは質が異なつておる、異質である。恩恵と権利は似て非である。異質のものが同じ健康保険法の中に同居しておるといふこと自体がおかしいのであつて、すつきりした形にしなければならぬといふ点においては異論がないのであります。しかしながら、今回、保険局長がこの組合管掌健保に對して通牒を發しておりますその趣旨には大いに異論の点がある。異議があるのであります。他日これは当委員会におきまして問題として、その真意をたださねばならぬといふことをここに申し上げたいと思つておられます。

さらに、今回の改正案の幾多具体的点について申し上げたいと思つてお

が、遺憾ながら時間の点で私も省略せざるを得ませんが、たとえば被扶養者の単位を制限するといふ。直系尊属と、子供と配偶者、あるいはいろいろな点におきまして制約を加えておる。この三等親の親族に限つたといふことは、これは一面におきましては、現在の民法の親族と平仄を合わしたといふ点もあるかも知れぬ。果して当局はそういうような深い考えでこの改正を企てたのか、ただ被扶養者、家族の範囲を縮小して、そうしていわゆる保険給付の額を節約しようとしたのか、その真意はただすにいとまなしであります。もし社会保障全般にわたつて従来の種々な家族主義を排して、真に社会保障制度の本質である個人主義に立脚するがごとき遠大なる考え方を持つていくというならば大いに検討の価値があります。私はその真意が明らかならずして、今にわかにかの被扶養者の範囲をみだりに制限したとすといふことには納得しがたい一人でございます。

継続給付の資格が制限されたということにつきましても反対であります。一体資格喪失後の被保険者の医療保障をどうしようとするのか。なお、給付の期間が満了したものの医療給付をどうしようとするのか。これらの資格喪失をいたしました者、また、医療保障の制度のワクの外にはみ出されざるを得なかつた対象者に対しての心あたたまる対策こそ望ましいのに、これに逆行するような本改正案に對しましては、私は反対せざるを得ないのであります。

健康保険の根本対策は多くの問題が残されております。なかんずく結核対策がそのままたな上げ放置せられまして、何ぞ、国民皆保険を進めることができません。それらの根本問題はことごとくほおかぶりでありました。近年同僚諸君も声をそろえて、健康保険制度の根本的対策を解決しなければいけないといふことを力説せられたにかかわらず、今日なおそれらが放置せられておつて、ただ当面何と申しますか、行き当りばつたりの改正を企てられたといふ本案のごとき粗雑な、粗悪な改正に對しましては、私どもは断固反対せざるを得ないのであります。本改正案はまことにわが国医療保障を破壊するものでありまして、国民皆保険の美名のもとにいわゆるレベルダウンをはかり、かえつて医療保障制度を根本から崩壊し去るものであります。わが党といたしましては断じてこれを許容し得ないものでござります。

これに反しまして、わが党の政策は、十分国民の信頼と期待に沿うものであることを信じて、この席でもわけて御披露申し上げたいと思つて、時間の関係でこれまた遺憾ながら省略をいたします。

なお、修正案につきましては、ただ単に千分の一か、万分の一を修正いたしました、一部に對する緩和策の手段にすぎないのでありまして、あわせてわれわれは全面的にこれに賛成しがたいものでござります。

以上の諸点をもちまして、政府原案並びに修正案に對し、わが社会党は反対の意をここに表明いたすものでござります。

○早川愷一君 私は録風会の多数の會員の意見を代表いたしました。ただいま議題になつておられます健康保険法の一部改正、その他兩案に對しまして、修正案に賛成をすることにも、修正案を除く原案に對しまして賛成の意を表するものであります。

先ほどお話のありました通り、この法案は去る二十四国会以来の法案でありまして、その間非常な審議も尽され終つて参りした時期が、今日この三十一年度におきまして最も重大な時期でありますので、いろいろ議論がござります。けれども、とにかく今日成立させることが最も緊要な問題であらうと思つてあります。

なお、委員会における質疑の応答中には、政府の主張せらるる、いわゆる政策として掲げられておられます国民皆保険に踏み切るという御意思のあることは十分これを察知いたしました。しかし、ただいま問題になつている諸点は、その根本の方策につきまして、非常にはつきりしない点があるため、そこに疑点が生まれてくるのであります。単に健康保障の合理化あるいは財政の確立という点から見ますならば、今日最もこの改正を必要とする時期ではないかと思つております。

なお、この法案提出に當りまして、せつかく新内閣が国民皆保険、あるいは社会保障制度の確立といふことを大具く取り上げておられるならば、もつと具体的に國民に示さるべきであつたと私は思ふのであります。この点は、私は遺憾とする点であります。至急その御意思のあるところを具体的に國民に表示されまして、すべての健康保険を通覧いたしました一つの方策を立てられんことを希望する次第であります。また、医療機関との関係におきまして、今日私どもは厚生省の非常に善意あることは信するのであります。善悪あることは信するのであります。遺憾ながらこの点がPRと申します。すか、徹底が欠いておる、非常に誤解が多いといふ点を質疑応答の中に明らかにされたのであります。この点は厚生省として、今後この質疑応答に練り返されたい諸点につきまして、すみやかに調査立案せられまして、実行に移されたいことを希望するのであります。それは先ほど高野委員も付言されましたように、たとえば診療報酬の問題に關する問題でありまして、あるいは医療請求の事務についての簡素化の問題でありまして、まだまだたくさん問題が残つておるのであります。それから、厚生省におかれては、すみやかにそれらの問題を解決し、あわせて最もこの健康保障に大事な協力機関である医療機関との方面との完全なる了解を得られるように、すみやかにその措置をせられんことを希望するのであります。

以上をもちまして私の賛成意見を終わります。

○竹中恒夫君 私は無所属クラブの多数の諸君を代表いたしました。ただいま上程されました三法案並びにこれに對する各委員からの修正案に對しまして絶対反対の立場におきまして、反対討論をいたしたいと思います。ただいまは残念に思つておることは、

時間が非常に制約されておりました。私の思うことが百分の一も言えないことをはなはだ遺憾に思つております。

元來、国民皆保険といふことが今日組上ら上つておりますときに、健康保障のあり方は直ちに国民皆保険につながるものでありますからして、十二分に討議を必要とするものであり、しかもこの討議に對しましては、質疑においで、あるいは討論において余すところなく國民の前に納得のいくといふことが必要條件であると思つてあります。しかし、諸般の情勢からいまして、時間的な制約を受けておりました。従つて、ただいまは反対の理由を项目的に羅列するよりほかに方法がない、かように存するものでござります。今、今回の政府の提案の理由は、保険財政の根本的な立て直し並びに制度そのものの合理化をはからんとしておられるといふことは提案理由に明示されておるところであります。果してその提案理由の通りがこの改正案の中に織り込まれておるかといふ問題でございます。

私はまず第一に、根本的な対策としては結核の問題を忘れて、結核問題を取り上げずしてこの健康保障の財政的な根本的立て直し、ないしは制度そのものの合理化といふものは絶対にあり得ないと思つておるものであります。してこれを考えますならば、政府は結核予防法の財源の転嫁を健康保障に、またに求めんとする考え方がこの改正案の中に伏線と含んでおると私はかように断ぜざるを得ないのであります。

第二の問題は、国庫負担の問題でこ

に入つておりません。齒科におきましては、初診時には多くの場合七点、初診料と処置の一点、そらいたしますというのと、甲地で八十七円五十銭、乙地で八十円五十銭なんです。一部負担というのは療養費の一部を負担すべきものであろうと私は思う。ところがそうでない、もう全額負担なんです。だからこの法律の文句を変えられて一部負担というものを全額負担になされる方がいいと思う。全額負担なら保険は要らないはずなんです。しかもその齒科に参ります患者の四〇％は一回きりで歸つてしまふ患者なんです。ただ齒の痛みがとまらぬ患者なんです。それが百円の一部負担ということになりますという、非常におかしい計算が出てくる。もとより徴収は八十七円五十銭しかできません。できませんが、非常にこらう面におきまして全額負担をさすというところに、私は矛盾があるとかやうに存するわけなんです。

次に、医療報酬金の問題等につきましても私は討論を進めて参りたいと存しますが、時間がないのでございませぬので、はなはだ討論がしり切れトンプで遺憾に存しますが、以上をもちまして、私は反対の理由を二、三だけをここに開陳いたしました、この三案に對します反対の意思表示をした次第でございます。

○坂本昭君 私は国会運営の正常化のために、あえて国民のためには誤をのんで、かかる事態に立ち至りましたことをはなはだ遺憾としつつ、ただいま議題になっておりますところの政府原案並びに谷口委員提出の修正案に對して強い反対の討論をいたすものでござ

います。時間の関係上、前者の漏れた点を四つだけ指摘いたしたいと思ひます。第一は、今回の改正法が、政府管掌、組合管掌並びに船員保険の二千二百九万人の間に関係があるのでございませぬけれども、これはさらに共済組合のみならず、生活保護にも全部通ずるものであり、さらに国民健康保険に加入をしていられる人々、全部で六千万の国民に直接関係のあるものでございませぬ。そうしてまた、医療担当者十数万人に關係のあるものでございませぬ。私は大臣がこれらの人と、医療担当者とも国民とも十分な話し合いをしなかつたといふこと、厚生省が昨年たびたび指摘したところの理解と納得と協力を今回は捨ててしまつたといふことをはなはだ遺憾に存するものでございませぬ。法律のこの条文の改正の一つ一つにつきまして、一つ残らず反対いたしました。たつた一つ本日の修正案で出ました四十三条の三、「別段ノ申出ナキトキハ第一項ノ申請アリタルモノト看做ス」非常に事務の簡素化がこで行われていませぬ。こらういふやうな簡素化を今までにしておつていただいたならば、医療担当者はこれほど反対をしなかつたでございませぬ。しかし、これといひながらこれも機関指定、個人登録の問題は少しも手を触れておりませぬ。はなはだ遺憾とするところであります。私はまず理解と納得と協力のなかつたこの改正、これが最も遺憾とする点であることと指摘しました。しかるに大臣は、たびたび国民皆保険といふ旗じるしを掲げて、その旗じるしのもとに、金看板のもとにこの改正法をそつと通してしま

りやうな態度をとられました。そして、われわれがその看板はほんとうかといひますと、たとえは竹中委員もたゞいま指摘されました通り、結核の問題も一つも審議されませんでした。今日、大臣は予防検診に八億八千万円出して徹底的にやる、これなどはわれわれの大きな抱負であると言われました。しかし、現在七百八十九の保健所で五千四百百万といふ予定された人間をほんとうに検診できますか、私ははなはだ疑問だと思つております。特に一部負担の問題について、受益者負担だとか公平な負担だとか、神武景氣だから大したことはないと言われまして、今度一日三十円、三ヶ月を一月に一応減らされました。しかし、患者さんにとつては、この九百円といふものは大金でありませぬ。これはたとえは生活保護で入院しておられる方、もちろん健康保険とは違ひますけれども、金の値打ちとは同じでございませぬ。この生活保護で長期入院しておられる方の生活扶助費といふのは今日六百元になつたことがないと思ひますから、少しめんどうくさいかもしませぬけれども、その一つ、二つ申し上げてみます。たとえはこの六百元の中にはパソツ代が十円、あるいは補修の布代が四十三円三十三銭、この中にはまた、針が三十二円、洗たく石けんが四十円、歯ブラシが七円五十銭、こらういふことまかく分けて、しめて六百元。この粒々辛苦の六百元が生活保護で入院して居る人たちの生活の扶助費なんです。その扶助費の六百元を上回るところの九百円を今度皆さんは一カ月で

おとりにならうとして居る、この点は、もし大臣がこれをどうしても九百円を負担して、この上だしたことはないと言われるならば、どうぞ生活保護で入院しておられる方の扶助費をすつと上げていただきたい。そうしななければ、この六百元と九百円のパランスがとれません。私はそらういふお考えのもとに行われて居ることを……。

○委員長(千葉信君) 傍聴席の発言を禁じます。

○坂本昭君 このたびの計画に對して大きな不満を持つものでございませぬ。大臣はどうぞも抽象的なことを申し上げませんので、一つ具体的なこと——討論であります。同時に、あとに処置していただかなければならない問題、それは今度国民皆保険といふことを言われます。現在ほんとうにほとんど皆保険の村、八二・二％が国民皆保険に入つておつて、この村は岸内閣よりもつと進歩して居るんです。二年間に四千九百九十七名の全村を国民皆保険に全部入れて、そらういふ岸内閣以上に上回つたところの計画を持つて居る村が秋田県にあります。その村が実際にどういふことをしているのか、この村の国民皆保険は現在八二％やつていますが、黒字です。二万円の黒字がありませぬ。ところが、ここには現在検診をやりました二十六人のこの結核の患者、これは例の厚生省の実態調査によるところの要医療結核患者でございませぬ。二十六人おります。この中に入院をしなければならぬ人が十八人、自宅療養でもよろしいという人が八人、おります。その入院をしなくちゃならぬ十八人のうちで実際に入院して居る

者がたつた七名で、自宅で療養して居る者が五名で、医学的に何もして居ない者が六名居るのです。これが国民皆保険を二カ月でやろうと言つて居る村、現在八二％も国民皆保険に入つて居る村、じゃなぜこらういふやうに岸内閣よりも先に進んで居る村で、二十六人も患者さんがおつたらしくも入つて居る患者さんといつたらしくも入つて居る、それじゃみんなこれで満足して居るかといへば決して満足して居るのじゃありません。これに對するこまかい分析がございませぬ。私はそのこまかいことを除きましてその中の一人の人、入院のできなない人、ちやうどその人は一町歩の田を持つて居る人です、そらうして保険料は年間三千元も出して居る人です。しかもこの人が入院できなない、なぜかといふと、國保の給付の内容が悪いからなんです。こらういふものを私はあとまだ三つ、四つも出したいと思つたのですが、時間の都合もありませぬから、私は一つだけ今度は高知の例をあげます。高知は、今大臣が言われた予防検診を公費負担でやることをもうおととしからやつて居る、高知市が。その高知市が現在その予防検診を昨年度二〇％足らずしかできていないのです、そらうしてこの高知市では国民健康保険をやろうとしてえらいもんぢやくを起して居ります。事ほどさうして現在の各市町村の財政状態が困難であるし、また、お医者さんの協力も非常に困難である。私はそらういふ現実をまず一つつかんでいただきたい。ところが、今度の改正で高野委員は、この保険局の検査、監査は決して検査的でないといふ説明を聞いて安心をした、だから賛意を表すると言われましてけれ

る者がたつた七名で、自宅で療養して居る者が五名で、医学的に何もして居ない者が六名居るのです。これが国民皆保険を二カ月でやろうと言つて居る村、現在八二％も国民皆保険に入つて居る村、じゃなぜこらういふやうに岸内閣よりも先に進んで居る村で、二十六人も患者さんがおつたらしくも入つて居る患者さんといつたらしくも入つて居る、それじゃみんなこれで満足して居るかといへば決して満足して居るのじゃありません。これに對するこまかい分析がございませぬ。私はそのこまかいことを除きましてその中の一人の人、入院のできなない人、ちやうどその人は一町歩の田を持つて居る人です、そらうして保険料は年間三千元も出して居る人です。しかもこの人が入院できなない、なぜかといふと、國保の給付の内容が悪いからなんです。こらういふものを私はあとまだ三つ、四つも出したいと思つたのですが、時間の都合もありませぬから、私は一つだけ今度は高知の例をあげます。高知は、今大臣が言われた予防検診を公費負担でやることをもうおととしからやつて居る、高知市が。その高知市が現在その予防検診を昨年度二〇％足らずしかできていないのです、そらうしてこの高知市では国民健康保険をやろうとしてえらいもんぢやくを起して居ります。事ほどさうして現在の各市町村の財政状態が困難であるし、また、お医者さんの協力も非常に困難である。私はそらういふ現実をまず一つつかんでいただきたい。ところが、今度の改正で高野委員は、この保険局の検査、監査は決して検査的でないといふ説明を聞いて安心をした、だから賛意を表すると言われましてけれ

る者がたつた七名で、自宅で療養して居る者が五名で、医学的に何もして居ない者が六名居るのです。これが国民皆保険を二カ月でやろうと言つて居る村、現在八二％も国民皆保険に入つて居る村、じゃなぜこらういふやうに岸内閣よりも先に進んで居る村で、二十六人も患者さんがおつたらしくも入つて居る患者さんといつたらしくも入つて居る、それじゃみんなこれで満足して居るかといへば決して満足して居るのじゃありません。これに對するこまかい分析がございませぬ。私はそのこまかいことを除きましてその中の一人の人、入院のできなない人、ちやうどその人は一町歩の田を持つて居る人です、そらうして保険料は年間三千元も出して居る人です。しかもこの人が入院できなない、なぜかといふと、國保の給付の内容が悪いからなんです。こらういふものを私はあとまだ三つ、四つも出したいと思つたのですが、時間の都合もありませぬから、私は一つだけ今度は高知の例をあげます。高知は、今大臣が言われた予防検診を公費負担でやることをもうおととしからやつて居る、高知市が。その高知市が現在その予防検診を昨年度二〇％足らずしかできていないのです、そらうしてこの高知市では国民健康保険をやろうとしてえらいもんぢやくを起して居ります。事ほどさうして現在の各市町村の財政状態が困難であるし、また、お医者さんの協力も非常に困難である。私はそらういふ現実をまず一つつかんでいただきたい。ところが、今度の改正で高野委員は、この保険局の検査、監査は決して検査的でないといふ説明を聞いて安心をした、だから賛意を表すると言われましてけれ

ども、今日医療担当者がなぜこれほど反対するか、その一番強い反対の理由はあまりにきびしい検査と監査と指導の実情であります。時間が無いと言いますけれども、これだけは私はどうしても申し上げて聞いていただかなくちゃならぬ点であります。私は何も保険局の人たち、人間を憐れんでいるんではありません、私はただ組織と制度とを憐れんでいるんです、これこそまさに警察行政だと思ふからであります。たぐさんのものが私のところへ一ぱい来ておられますが、たとえばその一つとして、お医者さんが診察をしておると午前中に検査にやつてくる、午前中というとお医者さんが一番忙しい、そうして取締りの態度でやつてくる、若い栄養士の方がそのために脳貧血を起して倒れたという例を聞いた人があります。もしうそだというならば、私はこの名前を報告してもよろしい、あるいは書類第一主義のために医療が第二になつてしまふ、こういうようなことを強要されるという訴えが次から次とたくさんあります。たとえば診療後に夜間の手術をしたときの時間の記載がなかつたら、これはお前うそだらう、こういう書き方はいかぬ、いかぬだけじゃない、こういうもの支払いをしてやらない、そういう態度でやつてくる。あるいは指導に来られた人が、君はこの大学の出身だと、お前の習い方はずいぶん間の抜けた習い方をしておる、そういう質問的なことを言ふ、こちらが何か口をいれると、黙つていろ、こういう態度で終始される、こういう訴えが幾つも幾つもあります。私はその中で残念ながら一つごく新しいこととてこういふことを申し上げ

ましよう、かぜで休んでおられたお医者さん、これは全部わかつておられますよ、そこに電話がかかつてきて、これは健康保険のある出張所の事務官です、今夜は、まだ飲み足りないから、先般案内された築地の料理屋へ案内しろ、そういう電話がかかつてきた、そこでお医者さんは病気で休んでいる、今案内しろといつたつててもできない、そうするといつと、今から行くからちよつと一杯構えておけ、そういうようなことを強要しておる。実はあとにまだありますけれども、とどのつまり、この事務官は来て、そうして非番の看護婦まで動員して、彼らの酒の相手をせざるを得なかつた、こういう訴えが来ておるのであります。まだありますよ、たとえば事業所に来て、そうしてその人が戦争中にかかつた性病、それをみんなの前で質問する。しかもその事業所には、彼のいいなすけがおる、彼が黙秘権を行使してついに最後まで黙つてしまつた。けれども、今度の規定でいくと黙秘権も処罰されますよ。私は今ことさらこういふことを言つて、こういう仕事に携わつておる方を特に摘発しようというのではありません。けれども、こういう現実がどれほど医療担当者をして憤激させておるかということ、これは高野委員がどれほどおほめになつたとしても、あるいはこの間の公述人の方が、善良なる官僚といつたああいう表現をしても、大衆は身にしみて感じておるのですよ。この点は忘れてはどうかしてもいけないのであります。またこまかい点に触れますと幾つもあります。これは一つ勝俣博士もおられますから一つ申し上げたいことは、今後大

学病院、国立病院は、この第一項の指定を受けることになりすね。これは大学やあるいは国立の病院、文部大臣や厚生大臣までがこの中に全部引くつるめられてしまふことになるのです。私はあまり保険行政が広がり過ぎると思ふのですよ。厚生大臣、この点一つ御注意なすつていただきたいです。厚生行政は幾つかの足がありますよ。公衆衛生の問題、医務局の問題、業務局の問題、社会局の問題、その一本の足だけべらぼうに大きくなることはこれは厚生行政の危機であります。そういう点で、この法律の改正法の根本を貫いておるところの趣旨、精神、その点に關して私は絶対反対の意を表するとともに、今後は政府の約束を監視いたしましょう。それからまた、特に保険当局の民主的な法の運営を監視することを皆さんの前にお誓ひ申し上げます、私の反対討論を終ります。

○委員長(千葉信君) 他に御意見もないうりですか、討論は終局しましたものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより健康保険法等の一部を改正する法律案(第二十五回国会閣法第四号)について採決に入ります。まず、討論中にありました谷口君外一名提出の修正案を問題に供します。谷口君外一名提出の修正案に賛成の方の起立をお願いします。(「反対」と呼ぶ者あり)

次に、ただいま可決されました部分を除いた原案全部を問題に供します。原案は内閣提出衆議院送付案でございます。修正部分を除いた原案に賛成の方は起立をお願いします。(「反対」と呼ぶ者あり)

〔賛成者起立〕

○委員長(千葉信君) 多数でございます。よつて修正部分を除いた原案は可決されました。以上の結果、本案は多数をもって修正すべきものと議決せられました。

○委員長(千葉信君) 次に、船員保険法の一部を改正する法律案(第二十五回国会閣法第五号)について採決に入ります。まず、討論中にありました谷口君外一名提出の修正案を問題に供します。谷口君外一名提出の修正案に賛成の方は起立をお願いします。(「反対」と呼ぶ者あり)

〔賛成者起立〕

○委員長(千葉信君) 多数でございます。よつて谷口君外一名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました部分を除いた原案全部を問題に供します。原案は内閣提出衆議院送付案でございます。修正部分を除いた原案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(千葉信君) 多数でございます。よつて修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正すべきものと議決せられました。

○片岡文重君 私はこの際、船員保険法の一部を改正する法律案に対しまして、次のような付帯決議を付すること

の動議を提出いたします。

付帯決議案

健康保険の被保険者の標準報酬額を引き上げた反面船員保険の被保険者の標準報酬を最高三万六千円に据え置き、しかも被保険者の一部負担制度をなすことは、船員保険の療養給付の趣旨から見、矛盾を感ぜられるから船員保険法については、早急に根本的な改正について検討の必要がある。

右決議する。

すでに理由についてはたくさん申し上げたい点があるのでありますけれども、時間がありませんから、项目的に羅列いたします。船員保険法の赤字が出てくるということは、健康保険法の赤字の原因と同じように、被保険者に結核患者が非常に多く発生しているといふこととあります。しかし、政府は、この結核患者の予防対策を何ら講じておらない、集団検診もやつておらない、こういうことははなはだ遺憾でありますから、こういうことをもし政府が意を改めて集団検診を強行し、そして結核予防にさらに力を入れていくならば、船員保険の赤字はたちまち解消していくことは火を見るより明らかであります。従つて、今後一そうこれに注意を払つていただきたい。

それから一部負担の問題につきましても、この赤字さえなくなれば当然やめることを政府は考えられると思ふのであります。特に一部負担の問題については、陸上勤務と違つて、船の寄港先寄港先で診察、初診を受けなければなりません。診察を受けるたびに初診料を払わなければならぬ。こういうことをお考えいただければ、やはり

少くとも船員保険についての初診料は全廃していただかなければなりません。さらに、この百円の初診料でありませんが、船員が支払って、それを船主がさらにその船員に支払う、つまりこれはどっちからくるかという、船員法八十九条によって「船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、三箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならぬ。」と明確に規定してあります。この規定をのがれるためにそういう煩瑣な処置をとる。しかも零細な漁民が請求することのできないような苦しい立場に追い込んでおります。こういうやり方ははなはだ遺憾であります。でこの際、一部負担制度にについては早急にこれは廃止してもらわなければならぬ。

それから標準報酬については、先ほど大臣がすみやかにその具体的措置を講ずると約束されたのですから、これまた、可及的すみやかにこの改正を行なうていただきたいということであります。なお、そのほかに問題となる点は、この船員保険法についてもたくさんありますから、この根本的な改正について、ぜひ具体的な検討を加えていただくことをこの際要望するものであります。これが本決議を提出する理由であります。

○委員長(千葉信君) ただいまの片岡君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方は挙手を願います。

○委員長(千葉信君) 全会一致でございます。

います。よって片岡君提出の付帯決議案は、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(千葉信君) 次に、厚生年金保険法の一部を改正する法律案(第二十五回国会閣法第六号)の採決に入ります。

まず、討論中にありました谷口君外一名提出の修正案を問題に供します。谷口君外一名提出の修正案に賛成の方は起立をお願いします。(「反対」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉信君) 多数でございます。よって谷口君外一名提出の修正案は可決されました。(拍手する者あり、だれか手をたたく者は「呼ぶ者あり」御静粛に……)

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。原案は、内閣提出、衆議院送付案でございます。修正部分を除いた原案に賛成の方は起立をお願いします。(「反対」と呼ぶ者あり)

○委員長(千葉信君) 多数でございます。よって修正部分を除いた原案は可決されました。以上の結果、本案は、多数をもって修正すべきものと議決されました。

なお、ただいままでに議決されました議案、本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますので、各案を可とされた方は、順次御署名をお願いします。

- 多数意見者署名
吉江 勝保 勝保 稔
谷口弥三郎 紅露 みつ
横山 フク 精原 亨
近藤 鶴代 寺本 廣作
草葉 隆圓 早川 慎一
森田 義衛 高野 一夫

○委員長(千葉信君) 本日はこれをもって散会いたします。午後十一時五十三分散会

〔参照〕
提出者 谷口弥三郎
早川 慎一
健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案
健康保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

- 第三条第一項の表の改正規定中
「第二級」、「第三級」、「第四級」、「第五級」、「第六級」、「第七級」、「第八級」、「第九級」、「第一〇級」、「第一級」、「第二級」、「第三級」、「第四級」、「第五級」、「第六級」、「第七級」、「第八級」、「第九級」、「第一〇級」、「第一級」、「第二級」、「第三級」、「第四級」、「第五級」、「第六級」、「第七級」、「第八級」、「第九級」、「第一〇級」、「第一級」

級、「第一九級」、「第二〇級」、「第二一級」、「第二二級」、「第二三級」、「第二四級」及び「第二五級」に、「第一級 四、〇〇〇円 二、三〇〇円 四、五〇〇円未

Table with 2 columns: Grade and Amount.
Grade 1: 4,000 yen
Grade 2: 2,300 yen
Grade 3: 4,500 yen (unpaid)
Grade 4: 3,000 yen
Grade 5: 5,000 yen (unpaid)
Grade 6: 3,500 yen (unpaid)
Grade 7: 5,000 yen (unpaid)
Grade 8: 3,000 yen
Grade 9: 4,000 yen
Grade 10: 3,000 yen
Grade 11: 5,000 yen (unpaid)
Grade 12: 3,500 yen (unpaid)
Grade 13: 5,000 yen (unpaid)
Grade 14: 3,000 yen
Grade 15: 4,000 yen
Grade 16: 3,000 yen
Grade 17: 5,000 yen (unpaid)
Grade 18: 3,500 yen (unpaid)
Grade 19: 5,000 yen (unpaid)
Grade 20: 3,000 yen
Grade 21: 4,000 yen
Grade 22: 3,000 yen
Grade 23: 5,000 yen (unpaid)
Grade 24: 3,500 yen (unpaid)
Grade 25: 5,000 yen (unpaid)

に改める。
第四十三条ノ二から第四十三条ノ六までの改正規定中第四十三条ノ三に次の一項を加える。

保険医療機関又ハ保険薬局ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ前項ノ規定ニ依リ其ノ指定ノ効力ヲ失フ日前六月ヨリ同日前三月迄ノ間ニ別段ノ申出ナキトキハ第一項ノ申請アリタルモノト看做ス

第四十三条ノ六の次に十条を加える改正規定のうち第四十三条ノ八第二項中「三月」を「二月」に改める。

附則第一条を次のように改める。(施行期日)

第一条 この法律中健康保険法第七十条ノ三の改正規定は公布の日から、同法第三條の改正規定及び附則第三條の規定は昭和三十三年四月一日から、附則第六條、第七條及び第十條の規定は同年七月一日から、その他の規定は同年五月一日から施行する。ただし、この法律による改正後の健康保険法(以下「新法」という。)第四十三条ノ八並びに第四十三条ノ十六第二項及び第三項の規定は、同年六月三十日まで適用しない。

附則第二條第一号中「この法律の施行(前条後段の規定による施行をいう。以下同じ。の際)を「昭和三十三年五月一日において」に、同条第二号中「この法律の施行の際」を昭和三十三年五月一日においてに改める。

附則第三條を次のように改める。(標準報酬に関する経過措置)
第三条 昭和三十三年四月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十條の規定による被保険者の資格を有する者を除く。)のうち、昭和三十三年三月の標準報酬月額が三万六千円である者の同年四月一日から同年九月三十日までの標準報酬については、その者が同年四月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、新法第三條の規定を適用する。

附則第四條中「この法律の施行の日」の属する月前を「昭和三十三年四月以前」に改める。
附則中第五條の前の見出しを削り、同条中「この法律の施行の際」を昭和三十三年七月一日においてに、「この法律の施行後」を「同日以後」に改め、同条を第六條とし、第六條を第七條とし、以下順次一条ずつ繰り下げ、第四條の次に次の見出し及び一条を加える。

(一部負担金に関する経過措置)
第五條 昭和三十三年五月一日から
同年六月三十日までの間において
新法第四十三條第三項各号に掲げ
る病院又は診療所について療養の
給付を受ける被保険者又は被保険
者であつた者は、その給付を受け
る際、この法律による改正前の健
康保険法(以下「旧法」といふ)第
四十三條ノ第二項の規定の例に
より、当該病院又は診療所に一部
負担金を支払わなければならな
い。この場合において、同条同項
ただし書中「組合ノ指定スル者」と
あるのは、「第四十三條第三項第
二号ニ掲グル病院又ハ診療所」と
読み替へるものとする。

繰り下げ後の附則第八條第一項中
「この法律の施行の際現にこの法律
による改正前の健康保険法(以下
「旧法」といふ)を「昭和三十三年
五月一日において現に旧法」に、同
條第二項、第三項及び第四項中「こ
の法律の施行前」を「昭和三十三年
五月一日前」に、同條第五項中「こ
の法律の施行の際」を「昭和三十三年
五月一日において」に、「この法律
の施行の日から起算して六箇月間
(当該期間中に当該病院若しくは診
療所又は薬局につき新法第四十三條
ノ第三項の規定による指定が行わ
れたときは、その指定までの間)」
を「昭和三十三年十月三十一日(同
日前に当該病院若しくは診療所又は
薬局につき新法第四十三條ノ第三項
の規定による指定が行われたときは
はその指定の日)まで」に改める。
繰り下げ後の附則第九條中「この
法律の施行の際」を「昭和三十三年

五月一日において」に、「この法律の
施行の日から起算して三箇月間」を
「昭和三十三年七月三十一日まで」に
改める。
繰り下げ後の附則第十條中「この
法律の施行前」を「昭和三十三年七
月一日前」に改める。
繰り下げ後の附則第十一條中「こ
の法律の施行の際」を「昭和三十三年
五月一日において」に改める。
繰り下げ後の附則第十五條中「附
則第八條」を「附則第九條」に、「こ
の法律の施行の際」を「昭和三十三年
五月一日において」に改める。
繰り下げ後の附則第十六條中「こ
の法律の施行前」を「昭和三十三年
五月一日前」に改める。
この修正に伴う経費
総額約三億四千万円(昭和三十三年
度)

提出者 谷口弥三郎
早川 慎一
船員保険法の一部を改正する法
律案に対する修正案
船員保険法の一部を改正する法律
案の一部を次のように修正する。
附則第一條を次のように改める。
(施行期日)
第一條 この法律中第五十八條ノ二
の改正規定は公布の日から、第四
條第一項の表の改正規定、第五十
九條第五項の改正規定及び第六十
條第一項の改正規定並びに附則第
三條及び第十條の規定は昭和三十
三年四月一日から、第二十八條ノ
七の改正規定、第二十九條ノ三の
改正規定及び附則第七條の規定は
同年七月一日から、第四條第三
項、第四項及び第五項の改正規定

並びに第四條ノ二の改正規定は同
年八月一日から、その他の規定は
同年五月一日から施行する。ただ
し、附則第十二條の規定は、昭和
二十九年五月一日から適用し、こ
の法律による改正後の第二十八條
ノ三及び第二十八條ノ六第二項の
規定は、昭和三十三年六月三十日
までは適用しない。
附則第二條中「この法律の施行
の次に二項を加える改正規定、第四
條ノ二の改正規定及び第五十八條ノ
二の改正規定を除く部分の施行をい
ふ。以下同じ。」の際を「昭和三十
三年五月一日において」に、「第一
條第二項」を「同条同項」に改める。
附則第三條中「この法律の施行の
日前」を「昭和三十三年四月一日前」
に、「この法律の施行の日まで」を
「同日まで」に、「この法律の施行の
日の属する月の前月」を「同年三月」
に、「この法律の施行の日の属する月
から」を「同年四月から」に改める。
附則第四條中「この法律の施行の
日の属する月前」を「昭和三十三年
四月以前」に改める。
附則第五條中「この法律の施行
前」を「昭和三十三年五月一日前」
に改める。
附則第六條中「この法律の施行の
際」を「昭和三十三年五月一日にお
いて」に、「この法律の施行の日か
ら起算して三箇月間」を「同年七月
三十一日まで」に改める。
附則第七條中「この法律の施行
前」を「昭和三十三年七月一日前」
に改める。
附則第八條第一項及び第二項中

「この法律の施行前」を「昭和三十
三年五月一日前」に、「この法律の
施行の際」を「同日において」に改
め、同條第三項中「この法律の施行
の際」を「昭和三十三年五月一日に
おいて」に、「この法律の施行後」
を「同日以後」に改め、同條第四項
中「この法律の施行前」を「昭和三十
三年五月一日前」に、「この法律の
施行後」を「同日以後」に改める。
附則第九條中「この法律の施行の
際」を「昭和三十三年五月一日にお
いて」に改める。
附則第十一條中「この法律の施行
前」を「昭和三十三年五月一日前」
に改める。
この修正に伴う経費
総額約一千一百万円(昭和三十三年
度)

提出者 谷口弥三郎
早川 慎一
厚生年金保険法の一部を改正す
る法律案に対する修正案
厚生年金保険法の一部を改正する
法律案の一部を次のように修正する。
第二十條の表の改正規定を削る。
附則第一項中「公布の日から起算
して二箇月をこえない範囲内で政令
で定める日」を「昭和三十三年五月
一日」に改める。
附則第二項を削り、第三項中
「この法律の施行の日の属する月前」
を「昭和三十三年四月以前」に改
め、同項を第二項とする。
この修正に伴う経費
総額約五千五百万円(昭和三十三年
度)

提出者 谷口弥三郎
早川 慎一
原簿被審者教授に関する請願
(第一五三〇号)(第一五七〇号)
(第一五七八号)
一、結核後保護施設費等国庫補助増
額に関する請願(第一五三一号)
一、失業対策事業費全額国庫負担等
に関する請願(第一五四七号)
一、戦没者遺族等の援護強化に関す
る請願(第一五七二号)
一、動員学徒犠牲者援護に関する請
願(第一五七三号)
一、国立病院、療養所における看護
婦産休のための定員確保の請願
(第一五七六号)
一、健康保険の赤字対策に関する請
願(第一五七七号)

三月二十九日本委員会に左の案件を付
託された。
一、健康保険法等の一部改正反対に
関する請願(第一四八〇号)(第
一五〇〇号)(第一五二五号)(第
一五四五号)(第一六二二号)
一、衛生検査技師法制定に関する請
願(第一四七九号)(第一四九八号)
(第一五一四号)(第一五四四号)
(第一五四六号)(第一五七二号)
(第一五七四号)(第一五七五号)
一、養老年金制度に関する請願(第
一四八一号)
一、大工職等の社会保障に関する請
願(第一四八七号)
一、はり、きゅう及びマッサージ治
療に対する健康保険等適用の請願
(第一四九七号)
一、社会福祉事業等の施設に関する
措置法制定に関する請願(第一五
〇二号)

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 名古屋市中区南久屋町 一ノ一〇 田中義邦

第二十五国会に政府から提出され、第二十六国会において引き継ぎ審議中の「健康保険法等の一部を改正する法律案」は、(一)患者に対する一部負担の増大、(二)保険医と医療機関の二重指定、(三)官制的監査の強化、(四)支払基金法の改悪、特に審査の官僚化等となり、医療をゆがめる重大な問題であるから、同法の改正には反対であるとの請願。

第一五〇〇号 昭和三十三年三月十日受理
健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 新潟県高田市内南本町三 国立高田病院内 小林 秀雄外千四十二名
紹介議員 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第一四八〇号と同じである。

第一五一五号 昭和三十三年三月十日受理
健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 兵庫県朝来郡和田山町 和田山四七 上垣道弘 外一名
紹介議員 成田 一郎君

この請願の趣旨は、第一四八〇号と同じである。

第一五四五号 昭和三十三年三月十日受理
健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 兵庫県養父郡八鹿町高 柳 桑原薫三

この請願の趣旨は、第一四八〇号と同じである。

第一六二二号 昭和三十三年三月十二日受理
健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 愛知県温泉郡重信町 立愛媛療養所内 大國 謙悠
紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第一四八〇号と同じである。

第一四七九号 昭和三十三年三月十五日受理
衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 埼玉県大宮市吉敷町一ノ二四 岩崎平作外 二百名
紹介議員 小林 英三君

衛生検査技師は、全国の病院、療養所、保健所、研究所等において、疾病の診断、治療及び予防等の上に必要な試験検査を担当している者であるが、何等国家的身分保障も与えられず放任されていることはまことに遺憾であるから、既にその資格を与えられているエックス線技術者、看護婦、栄養士等と同様に身分保障を与えるためすみやかにこれが立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一四九八号 昭和三十三年三月十六日受理
衛生検査技師法制定に関する請願

町二七〇日本衛生検査協会病院療養所内 小 泉新吉

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第一四九九号 昭和三十三年三月十六日受理
衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 東京都調布市下石原 二、四七二 笠松重雄
紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第一五一四号 昭和三十三年三月十八日受理
衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 東京都足立区島根町 一、二二六 石丸錠子
紹介議員 勝保 稔君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第一五四四号 昭和三十三年三月十九日受理
衛生検査技師法制定に関する請願

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第二五七二号 昭和三十三年三月二十日受理
衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 徳島県鳴門市撫養町鳴門保健所内日本衛生検査協会鳴門分会内 山口徳衛
紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第一五七四号 昭和三十三年三月二十日受理
衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 静岡県田方郡函南村 井伊豆通信病院内 須 笠里仁
紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第一五七五号 昭和三十三年三月二十日受理
衛生検査技師法制定に関する請願

紹介議員 横川 信夫君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第一四八七号 昭和三十三年三月二十五日受理
大工職等の社会保障に関する請願

請願者 新潟県佐渡郡羽茂村字 羽茂佐渡郡大工協同組合内 藤井伝治
紹介議員 清澤 俊英君

大工、左官等の自由労働者には生活の安定がないためこの職を選ぶものがきわめて少い上、最も低い成績のものが本職につく状況でこれでは一世一代の大仕事である家の建築をまかせられない上、業者も一朝病気の時や、仕事のない時は全く不安定な生活をしなければならぬ現状であるから、(一)労災保険の加入について、その保険料を建築主の負担とすること、(二)日雇労働者社会保険の適用、(三)失業保険加入等の措置を講じ建築関係労働者が安心してこの職につけるよう善処せられたいとの請願。

第一四九七号 昭和三十三年三月二十六日受理
はり、きゆう及びマッサージ治療に対する健康保険等適用の請願

請願者 山形県東村山郡天童町

過去十年ごとには繰返された戦争のため国家への奉仕と犠牲との大きな責任を果した高令者は、今次大戦の結果家を失い、子弟を奪われ、その上土地は没収され悲惨な生活に陥つてい

るが、既に国民の義務を果した高令者が何らの恩恵に浴し得ないことはまことに遺憾であるから、文化国家を標榜している以上これら高令者に対しすみやかに養老年金制度を確立せられたいとの請願。

大字乱川二三〇 小座
園光道外一名
紹介議員 松澤 靖介君

はり、きゆう及びマッサージ治療法は、医学的にみて証医学に属しその基礎は人体生理機能の成実不調和を診断してこれを調整する医療であり、臨床、診断においても千数百年の歴史の実績を有し、予防医学として人類健康に卓越した性能を示していることは国民大方の熟知経験しているところであり、その他の療養機関と同等に健康を適用されるのが妥当と思われ、近年來これが実現方について関係方面に請願を続けているが今に至るも実施をみないことはまことに遺憾であるから、国民大衆の切なる要望とはり、きゆう及びマッサージ医療の現状を考慮して健康適用をすみやかに実現せられたいとの請願。

第一五〇二号 昭和三十三年三月十日受理
社会福祉事業等の施設に関する措置法制定に関する請願
請願者 大分市中島六、〇四四
社会福祉法人大分県福
社会会長 矢野六七吉外
二名

紹介議員 矢嶋 三義君
社会福祉事業等の施設に関する措置法案は、第二十二回国会に提出され、以來継続審査議案として引きつがれ現在にいたつてゐるが、固有の土地、建物を借りて養老院、授産所、養護施設、母子寮、保育所、児童収容施設等の社会福祉施設の用に供している民間側に対して貸賃料を無償にする必要性はますます高度になつてゐるから、本法案

を今国会において成立させるよう特段の配慮をせられたいとの請願。
第一五三〇号 昭和三十三年三月十日受理
原爆被害者救済に関する請願
請願者 熊本県議會議長 瀬口 竜之介
紹介議員 矢嶋 三義君
原爆被害者に対する救済の声が高まりつつあるが、実質的には全く放置されている現状であるから、すみやかに原爆被害者を救済するための国家補償を実現せられたいとの請願。

第一五三二号 昭和三十三年三月十日受理
結核後保護施設費等国庫補助増額に関する請願
請願者 熊本県議會議長 瀬口 竜之介
紹介議員 矢嶋 三義君
結核回復者を一定期間保護収容し、適切な医学的管理のもとに必要な生活訓練と職業訓練を行い、もつて結核の再発を防止し、社会復帰を円滑に促進することは、極めて重要な問題であるが、施設はその性質上構造、設備、人件費等にはく大な経費を要するにもかかわらず、施設設置費に対してはその二分の一、運営費については更に低額の国庫補助があるだけで、全国的には北海道以下数府県の設置を見ているに過ぎない実状であるから、結核後保護施設費並びに運営費の国庫補助を増額せられたいとの請願。

第一五四七号 昭和三十三年三月十日受理
失業対策事業費全額国庫負担等に関する請願
請願者 大阪府茨木市長 田村 英
紹介議員 椿 繁夫君
失業対策事業は、社会政策上重要であるにもかかわらず、昭和三十三年度国家予算によると国庫補助率は旧態依然の三分の二で、補助金額はむしろ減額となつており、政府の労働行政の後退と思われ遺憾であるから、失業対策事業の国庫補助率三分の二を全額補助とし、対象人員のわくを拡大するとともに失対人夫の賃金を引き上げられたいとの請願。

第一五七〇号 昭和三十三年三月十日受理
原爆被害者救済に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市旭町栃木県婦人会館内 甲斐 喜子
紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。
第一五七二号 昭和三十三年三月十日受理
戦没者遺族等の援護強化に関する請願
請願者 千葉県印旛郡印西町浦部 大管喜一外千四百名

紹介議員 川口爲之助君
戦没者遺族等に対し、(一)戦没者遺族の公務扶助料を文官の場合と同等にすること、(二)動員学徒、徴用者、赤救護員戦國参加者、満州開拓青年義勇隊員、特別未帰還者等に遺族年金及び弔慰金五万円を支給すること、(三)準軍属に遺族年金、弔慰金を支給し、軍属準軍属の大東軍戦争以後の内地没

についても遺族年金、弔慰金五万円を支給すること、(四)戸籍の関係で公務扶助料の支給が受けられない遺族に対しても遺族年金、弔慰金五万円を支給すること等の援護強化を図られたいとの請願。
第一五七三号 昭和三十三年三月十日受理
動員学徒犠牲者援護に関する請願
請願者 熊本県議會議長 瀬口 竜之介
紹介議員 森中 守義君
太平洋戦争によつて犠牲になつた動員学徒には、戦後十一年を経過した今日未だ何等の補償措置も講ぜられずまことに遺憾であるから、(一)学徒死亡者の老父母に対し、軍人軍属同様の弔慰金及び遺族年金を支給すること、(二)現在なお傷害に苦しむ学徒については、軍人軍属同様の義手義足を与え傷害年金を支給すること等の措置を講じこれら動員学徒の援助を図られたいとの請願。

第一五七六号 昭和三十三年三月十日受理
国立病院、療養所における看護婦産休のための定員確保の請願
請願者 鹿児島県指宿市十二町 四、一四五 大森孝吉 外百六十三名
紹介議員 森中 守義君
国立病院、療養所に勤務する看護婦が安心して産休をとれるようせめて産休者の予備定員だけでも確保せられたいとの請願。
第一五七七号 昭和三十三年三月十日受理

健康保険の赤字対策に関する請願
請願者 広島県松永市今津町九宮地通夫
紹介議員 山田 節男君
健康保険の赤字を解消するために政府管掌、組合管掌、官設共組等の各種健康保険の一本化並びに保険料の正確徴収の強化、結核予防法の正確なる国庫補助、薬品原価の統制を図るとともに、なお赤字に対しては全額国庫補助とし、被保険者又は担当医にしわ寄せしないよう解決措置を図られたいとの請願。
第一五七八号 昭和三十三年三月十日受理
原爆被害者救済に関する請願
請願者 熊本県議會議長 瀬口 竜之介
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第七部 社会労働委員会會議録第十七号 昭和三十三年三月三十日【参議院】

第七部 社会労働委員会會議録第十八号 昭和三十三年三月三十一日【参議院】

第七部 社会労働委員会會議録第十七号 昭和三十三年三月三十日【参議院】

第七部 社会労働委員会會議録第十七号 昭和三十三年三月三十日【参議院】

第七部 社会労働委員会會議録第十七号 昭和三十三年三月三十日【参議院】

第七部 社会労働委員会會議録第十七号 昭和三十三年三月三十日【参議院】

昭和三十一年四月四日印刷

昭和三十一年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局